



版 四 一 二
號 十 一 一
第 三 一 一

自分の首を締める

(コゼン氏の警告)

桑港十二月廿四日 桑港WRA支部副部長コゼン氏は
日本に駐在禁されてゐる数多の米国人の生命と幸福が果
帥の尻子に置かれるに至つた。その責任は日本人種排斥主
義者達が負ふべきであると思へてゐる。

その理由は日本政府が米國
政府に依り敗寇されてゐる轉任
所内日本人の狀態を詳細に調
査する迄交渉交渉と打切つ
てである。

この調査は目下日米両
下は日本人の保護
に吾々難い事である。

他人種排斥の食ひ出しにす
るとしてゐるのだから。敵國に在
る難民の連中は自分の同胞
の者が日本で捕はれてゐると言
ふやうな人々の心痛を省みな
いのみか、心臓を抉るやうなこ
硬にして日本人を棄逐せねばな
らぬと強硬する種達なる超愛
國主義者の頭を冷してやらねば
ならぬのである。

スベ イン 領事 來 所

日本帝國政府の要求に依りスベイン領事は、轉任所調査の
為、當センターに訪れ去る今、曙日クワンポルに於て報告及
び住民の苦情、提案、復讐等を聴取した。

領事は日本政府が日本へ向
親し持つ者で、轉任所内にて
死去したる者の名前と死名を
通知するやうに依頼したと述
べた。

高日本帝國政府は米國に
乃乃日米市民を最大限度に
保護して戴きたいと依頼して
来たが米國に於て二世に關す
る限り日本政府は彼等を米
國市民と見做すが故にその
司法上の責務を負ふもので
ないと言明したとの事であ
る。

スベイン領事と同伴した國
務省官吏は法律の上場より
二世は假令日本行き署名を
なして米市民権は依然と
して残るものである。

増米副日米市民として日本
帝國軍人となつた者のみが、
米國市民権を剥奪される
のであると語つた。

高所長クリットは、何人も日
本行き署名を爲したい者は
最近軍府事務局より發表され
た二つの訓令を心得て置かば
ならない。

若し日本政府より要求され
た者がその時になつて取消さう
としても、報告に不可である。
何故ならば日本に於て米國市
民の交換人皇の数を増やした左
引かれなければならぬからで
あると述べた。

クリスマスに際し

メリツト新長の挨拶

マンザナリに於て皆極調して働き、人類間の仁が仕合セバクリスマスと愛と平和のためは一筋に迎へるこゝの出来るのを祈願しようではありませぬ。私は大変にうれしく思ひんか。

まず。当マンザナリに於て。年平和が訪れいから。私達に誘へ下る。一年は過ぎました。

吾界を通じ各々の信條と持つ吾國の人々は地球上に於ける平和及び人類間の仁愛のために貢献されてゐる。本日、の深遠なる意義に就いて益々認識しつゝ、あるのであります。

幼き子供達が玩具を持ち、クリスマス木の飾り、又若き人々が祝歌を唱へ、贈物と下るやうに私達者同の祖先及び信條と持つ年寄の人々は、来るべき新年に際しては、

以上のような心持の中に私は各回が仕合セば基督降誕祭の佳節を迎へられんことを切望致す次第であります。

新長 R.P.メリツト

新年の御馳走

農業部の発表に依れば一羽四行の目の鶏ニ千羽が本週中に処理され、正月の食卓を飾ることになつてゐると。

これは当センター内に於て飼育された最初のチ

キャンデーである。目下飼育中の他の五羽に於ては六月の末までに産卵の胃袋を壊しませぬことをなつてゐる。

出訴する人々へ

新長より警告

出訴する人々へ
警告として曰く「外人立遊人に於て一時的又は永久的に轉住を計画する者は、司法省発布の全部の敵国外人取締法を確実に心得た上、是を遵守しなければならぬ。」

旅行許可証は、外人並に旅行前七日以前につて提出すべきものである。因に、外人並遊人中近き将来に当マンザナリに出入りする者又は一時旅行の目的、出訴計画中の者は、当法律事務主任、護士、ハンソン、ナット氏に

旅費が高騰次第十一月二日イタリー戦線に於て戦死せし報に接し去る十二月二十八日当地才ニ基督會に於て追悼會と營七に際しては御多月中に拘らず御來会下さいませし御御重なる御悔の詩を載せ有難く御礼申上げます。

親族一同

面会の上、新長の法則に就き詳細なる説明と聴かされたして。

甚だ下略儀に依り御礼申述べ併せて皆御分樂しいクリスマスと正月を迎へられようお祈り致します。

御礼

退院御礼

病院旋業員並に友人の皆御へ感謝

私儀入院中は悪天候にも不拘多数友人諸氏より御見舞と厚く御礼申上げます。尚、院長以下村本ドクターを始め医師及び看護婦等に從業員諸氏の厚い御手當に依り意外に早く全快致し、同下向定に静養中でありませぬ。此小偏へに皆御の御厚情の賜之深く感謝の意を表す次第でございます。

郷田重次郎

落物：金椀眼鏡お拾ひの方方は才丁三食堂の浜田迄お知らせ下さいませ。

